

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月18日
【会社名】	ヒロセ電機株式会社
【英訳名】	HIROSE ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 和徳
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎五丁目 5 番23号
【電話番号】	03-3491-5300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 飯塚 和幸
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎五丁目 5 番23号
【電話番号】	03-3491-5300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 飯塚 和幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 838,395,000円

(注) 1. 本募集は、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成25年10月31日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月18日に新規発行新株予約権証券の「発行数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新規発行による手取金の額」が確定したことに伴い、平成25年10月31日に提出した有価証券届出書（その後提出した当該有価証券届出書の訂正届出書を含みます。）の記載内容について、これらに類する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集事項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権証券の内容等
- 2 新株発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	558個(注) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権証券の数(以下、「割当新株予約権数」という。)が減少することがあります。
	<省略>

(訂正後)

発行数	558個
	<省略>

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式、 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	55,800株 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付(自己株式を移転)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における普通株式の終値(以下「終値」という)の平均価額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。 なお、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
	<省略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式、 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	55,800株 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の総額 838,395,000円 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付(自己株式を移転)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。 2. 行使価額 15,025円 なお、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
	<省略>

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取金概算額(円)
833,652,000	1,000,000	832,652,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基準として算出された見込額である。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取金概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取金概算額(円)
838,395,000	1,000,000	837,395,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取金概算額は減少する。